

第11回
横須賀市景観審議会

議事録

横須賀市都市部景観推進課

第11回横須賀市景観審議会

- 1 日時 平成21年2月17日(火) 14:00から16:45まで
- 2 場所 横須賀市役所消防庁舎3階第3会議室
- 3 議案
- (1) 緑の基本計画見直しについて(報告) ……公開
 - (2) 横須賀市景観計画の変更について(報告) ……公開
 - (3) 横須賀市景観条例の改正条例案について(報告) ……公開
 - (4) 景観重要樹木の指定について(審議) ……公開
- 4 出席者
- | | | | |
|---------|-----|--------------|-------|
| 委員 | | 土木みどり部 緑地管理課 | |
| ・赤星 友香 | 委員 | ・緑地管理課長 | 秋葉 英雄 |
| ・国吉 直行 | 委員 | ・緑地管理課主査 | 角尾 友春 |
| ・小林 正美 | 委員 | ・緑地管理課主任 | 村田 充郎 |
| ・曾根 幸一 | 委員長 | 事務局職員 | |
| ・田口 敦子 | 委員 | ・景観推進課長 | 丸茂 勉 |
| ・田中 忠夫 | 委員 | ・景観推進課主査 | 平井 毅 |
| ・富澤 喜美枝 | 委員 | ・景観推進課主任 | 土屋 文代 |
| ・前田 幸永 | 委員 | ・景観推進課主任 | 近藤 明 |
| ・吉田 慎悟 | 委員 | | |
- 5 傍聴人 なし
- 6 議事要旨 次のとおり

○ 事務局（平井）

ただいまから、第 11 回横須賀市景観審議会を開会いたします。

本会議は、横須賀市景観審議会規則および審議会等の設置及び運営に関する要綱により、進めさせていただきます。なお、その中で、傍聴の希望者があれば、許可することとなっておりますが、本日の傍聴希望者は 0 名であることを報告いたします。

次に、委員の出席状況をご報告します。

委員 9 名中、9 名の方が出席しておりますので、横須賀市景観審議会規則の規定により、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

○ 事務局（平井）

お手元の資料の確認をお願いいたします。

事前送付資料・資料 1 緑の基本計画の見直しについて（報告）

・資料 2 横須賀市景観条例の改正条例案について（報告）

・資料 3 景観重要樹木の指定について（審議）

・その他 横須賀市景観計画と景観条例のあらまし

当日配布資料・緑地管理課資料（パワーポイント）

・横須賀市景観計画（平成 21 年 4 月 1 日施行予定）

・学校内の景観上重要な樹木に関するアンケート調査まとめ

本日の議事進行は、委員長の曾根委員に進行をお願いしたいと思います。

○ 曾根委員長

それでは次第に沿って議事を進めてまいります。はじめに運営要領に基づいて、本日の議事録の署名委員に、田口委員と、田中委員を指名致します。

○ 委員長

それでは、議事（1）の「緑の基本計画見直しについて（報告）」について、説明をお願いします。

○ 土木みどり部緑地管理課、秋葉課長より報告。

今回、本計画について、本審議会に報告させて頂く理由ですが、「緑の基本計画」が「景観計画」と調和を保つことと定められており、整合性を図る必要があること及び、海と緑が調和した街並みが、本市における特徴的な都市景観を形成しており、特に市街地の斜面緑地の保全において、都市景観との調和を図りながら、今後、様々な検討が必要になって来る点が挙げられる。

本日は、今後の計画素案策定検討を前に、昨年度より本市内部で検討し、取りまとめた、「計画の方向性」について報告させて頂き、委員の皆さまから意見を参考にしながら、今後、さらに検討を進めさせていただきたい。

○資料をもとに、パワーポイントを用いて説明

1. 緑の基本計画について

緑の基本計画に定める事項や、さらに、他の行政計画との関連について以下の報告を行う。

- ・ 緑の基本計画と他の行政計画との関連
- ・ 計画に定める事項
- ・ 計画を見直すこととなった背景
- ・ 計画の対象となる緑
- ・ 本市の現状とこれまでの取組みにおける概要
- ・ 斜面緑地の現状
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域の現状
- ・ 都市公園緑地の整備状況

2. 緑の基本計画の見直しにおける課題

緑に対する取り組みから、「守る」「つくる」「育てる」の3つの視点から分類した。主な課題としては次の点が挙げられる。

「緑を守る」においては民有樹林地の保全をどのように行っていくか、斜面緑地の安全性と保全に関する課題が挙げられ、「緑をつくる」においては、民有地も含む市街地の緑化推進による緑豊かなまちづくりの必要性が挙げられ、「緑を育てる」においては、みんなで緑を育てる意識の共有化の必要性があげられる。

3. 「計画における基本的な方向性」について、次の事項について説明。

- ・ 計画の基本理念について
「みんなで育むみどりとの共生」とした。
- ・ 緑の将来像について
将来像の大きな5つの柱は以下のとおり。
 - 1) 三浦半島の骨格を形成し、核となる緑が守られている。
 - 2) 市民生活と一体となった身近な緑・水辺空間がつくられ、守られている
 - 3) 拠点となる緑がつくられている
 - 4) 海辺空間と一体となった緑がつくられ、プロムナードにより結ばれている。
 - 5) 農地が守られている。
- ・ 計画の目標について
「緑の量と質の向上を目指すとした。」
- ・ 計画の基本的な考え方について
計画の基本理念、緑の将来像、目標に基づき、本計画では6つの基本方針11の施策展開の方向を定めた。
- ・ 基本方針について
 - 1) 自然環境を支える緑を守ります。
 - 2) 市民生活と一体となった身近なみどりをつくり、守ります。
 - 3) 人々の交流の場となるみどりをつくり、守ります。
 - 4) 安心・安全のためのみどりをつくり、守ります。
 - 5) 横須賀らしい都市景観と調和したみどりをつくり、守ります。

6) 人々の共有財産であるみどりをみんなで、守り、つくり、育てながら活かします。

なお、基本方針5)で景観的視点から緑を捉えているが、具体的な課題としては市街化区域内の斜面緑地の保全のあり方などを考えていく上で、今後、都市景観の視点から、斜面緑地がどうあるべきかが大きなテーマとなってくると考える。

4. 検討体制について

庁内検討組織として緑の基本計画見直し検討プロジェクトチームを組織し、計画の検討を行っている。3月には、市民、学識経験者、市職員による検討委員会を設置し、その検討委員会において、今後、本格的な計画素案の検討を実施していくこととなる。

5. スケジュールについて報告

改訂版の「緑の基本計画」は、平成22年3月に策定する予定。

以上で「緑の基本計画」の見直しについての報告を終わります。

○ 委員長

横須賀に多い斜面緑地は風景そのものであるから、緑がコンクリートの擁壁になっていくことは、問題がある。

○ 国吉委員

斜面緑地の緑の維持については、開発の際に垂直の擁壁を止めるのかどうかの話になると思う。垂直の擁壁をやめて、階段状にして緑を残す手法もあるが、それにも限界がある。

行政として、斜面緑地を取得し、自然の緑を維持していくような割合をできるだけ高め、施策を今後、取り入れてもらいたい。

実務面で開発事業が出てきた場合は、当審議会でも議論させてもらいたい。

○ 緑地管理課（秋葉課長）

横須賀の市街地の中の緑は、ほとんどが急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けている。市として住民の安全を確保することを考えるとコンクリートの構造物で法面を抑える方法となる。法面の抑えたあとに何ができるのか、今回の見直しで考えていきたい。

○ 国吉委員

急傾斜地の整備は県が施工すると思うが、コンクリートを用いた整備の他に緑化する事については厳しいと聞かすが、横須賀市が独自で緑化できる工夫をされたらどうか。

○ 緑地管理課（秋葉課長）

なんらかの手段で緑を増やすとしても、維持管理は地元の人達が行うこととなる。その事を理解してもらうことが難しい。

○ 委員長

緑化はハード面の整備だけでなく、その後の維持管理があるわけで、市民と一緒に維持管理できる工夫が必要である。

○ 小林委員

民有地の緑化奨励についてどのくらい効果があるのか。現状と今後の民地の緑化の誘導をどのように考えているのか伺いたい。

○ 緑地管理課（秋葉課長）

民有地の緑化推奨、生垣、壁面緑化、事業所、工場等の緑化などがあるが、現在は、植えることのできる場所もなくなってきたためか、申請件数も減り事業も収束に近づいている感があるが、今後どのようなことができるか新たな展開を考えたい。

○ 小林委員

マンション計画や新たな開発と、緑化の奨励を重ねて、何かおまけが付けられるか含めてさらに緑を増やすことをお願いしたい。

○ 緑地管理課（秋葉課長）

開発条例では自然の緑地は20%以上残してもらうよう指導を行っている。それ以外に市民による緑地協定により良好な緑を保全している場所もある。

○ 曾根委員長

景観は横から見るが、傾斜地を計測するときは、真上から見るのか？

○ 村田主任

そのとおりである。

○ 吉田委員

マンション計画などでは、容積率の限度まで使って建築するため、逆算した残りで緑の量が決まると思うが、人の歩いていく目線では見えない場所にある緑も多い。緑は面積、量だけではなく、緑の質のことも考えてもらいたい。

○ 緑地管理課（秋葉課長）

質の向上も図り、良い緑を残して作るように考えたい。

○ 富澤委員

市街地の樹林地はイコール斜面緑地で、なおかつ急傾斜地崩壊危険区域の緑になるのか。

○ 緑地管理課（秋葉課長）

残された市街地の緑のほとんどが、その様な状況である。

○ 富澤委員

生け垣のことであるが、少子高齢化のためか、樹木の手入れを行い、生け垣をきれいに保つことが難しくなり、フェンスやブロック塀に変わることも少なくない。

少子高齢化のことも考慮して、緑を管理していくことを考えてもらいたい。

○ 国吉委員

公的に取得して緩やかな斜面地にするなど、事業として考えられないか。

○ 緑地管理課（秋葉課長）

市が緑地として買取っているのは、近郊緑地特別保全地区の土地である。

土地利用の申請があった際は何もできないので、不許可の場合で、買取りの申請があった場合のみ行っている。

○ 前田委員

現在、市が行っている緑地の維持管理はどのように行っているのか伺いたい。

○ 緑地管理課（秋葉課長）

寄付された樹林地の管理は、都市公園法にもとづき樹林地として管理を行っているが、苦情等、要望があった場合に樹木の剪定を実施している。草刈、剪定など、緑の管理に年間で約1,000万円が支出されている。

○ 前田委員

県と市で管理の区分けはあるのか伺いたい。

○ 緑地管理課（角尾主査）

首都圏の近郊緑地特別保全地区については平成13年から本市が中核市となり、損失補償という形で買取りしているが、それ以前は県が買取っているため、この場合は管理者が異なる。

○ 委員長

管理地の所有者が違っても市が管理しているケースもあるのか。

○ 緑地管理課（秋葉課長）

都市公園では借地でも都市計画決定することができ、市が管理する場合もあるが、緑地ではそのようなことはない。

○ 田口委員

横須賀市には農業振興地域がある。生産緑地を含めて生産に係る緑地は重要なものとするが、資料を拝見すると現在、目標設定がなされてなく、新たな目標を作るか検討中との扱いのようであるが、今後の緑の保全について、どのように考えているか伺いたい。

農業が見直されている時代、首都圏近郊の都市で農業振興地域を持っていることは貴重

で、景観としても魅力的だと思う。

○ 緑地管理課（角尾主査）

農地も緑の面積に計上されている。部課は異なっても連携しながら、指標として今後は検討していきたい。農業振興地域は区域が指定されており、見直される予定はないので、指標とし整備されると思われるが、今後の検討委員会でも検討されると思う。

○ 委員長

意見等がないようでしたら、議事（１）については終了とし、次の議事へ進めます。

では、議事（２）の「横須賀市景観計画の変更について（報告）」とありますが、事務局より説明をしてください。

○ 事務局（平井）

次の報告をした。

- １）横須賀見晴らしの丘景観推進地区を指定した。
- ２）地区計画と合わせての景観推進地区の指定となる。
- ３）届出を要する行為として、木竹の植栽及び伐採を景観条例に追加した。
- ４）景観推進地区および地区指針については、景観計画に位置づけた。

景観計画の変更については、当審議会には５月に諮問を行い、８月のパブリックコメント手続きを経て、市民意見が無かったことを報告させていただいた。最終素案について９月に答申をいただき、１０月に都市計画審議会の意見を得て、平成２１年１月２６日に告示している。施行は平成２１年４月１日で、それまでは周知期間として、事業者への周知等を行う。

○ 委員長

ただいまの事務局の説明に対し、ご意見、ご質問があればご発言ください。

○ 小林委員

屋外照明についてであるが、地域の特性に応じて光の影響を考慮し効果的な照明を行う、とはどのようなことか。

○ 事務局（平井）

基本指針であるが、住宅地の景観としては、防犯灯等の照明のあり方等を、包括的な表現として記述したものである。

○ 委員長

抽象的でわかりにくい。住宅地などを計画すると上向きの照明をできるだけやめて、下を照らし、２階以上に光が入らない様な配慮はよく行われるが、そのようなことか。

○ 事務局（平井）

資料 16 ページは一般的な市街地における基本指針の項目となっている。今回、指定した景観推進地区の地区指針は屋外照明については、具体的な定めはない。

資料 16 ページの基本指針は平成 18 年度に策定したもので、今回は見直しを行わなかった。地区指針の運用は、景観づくりの手引きに基づいて窓口対応をしたい。

○ 委員長

基本指針の内容は非常に良いが、内容が伝わりづらい。

○ 事務局（平井）

次の改定の際の検討項目としたい。

○ 国吉委員

ガイドラインを策定した後に、自分達でも管理運用していくことが大事である。行政が管理をするだけでなく、土地建物所有者や開発事業者などによる景観協議団体を形成し自主的に活動できるようにすることが必要である。

○ 事務局（平井）

今回の、推進地区の制度は誘導までで、強制力は持たない。今年度、地区の熟度に応じた規制を掛けていけるように条例改正を行った。

今回の、見晴らしの丘景観推進地区においては、事業者が商品として魅力あるまちづくりを目指して販売を始めたが、住民自らが維持管理してもらうために、市がまちづくりの誘導に入る手段として景観推進地区の制度を取り入れた。

色彩基準に定量的に明確な基準を定めた。今後、熟度があがってきた地区に関しては維持管理ができるような数値基準等を設けていくことも検討する。

○ 小林委員

事前届けは確認申請の前に行うのか。どの時期で行えばよいのか伺いたい。

○ 事務局（平井）

今の段階では、確認申請との時期は連携していない

○ 小林委員

工事着手前に届出するというのか。また、現場の確認は行うのか。

○ 事務局（平井）

現条例では届出は工事着手の 30 日前まででかまわない。

条例の改正後は現場確認に行くこととなる。届出については工事着手の 30 日前までに事前協議をその前に済ませておく必要がある。

4 月 1 日以降の新しい条例適用後は、景観推進地区は検査まで行う。改正条例については、次の報告事項となっているので、後ほど詳細について説明したい。

○ 小林委員

完了検査は誰が行うのか。

○ 事務局（平井）

景観推進課で行う。

○ 国吉委員

行政がすべてチェックを行うことも良いが、デベロッパーがいなくなったら終わりではなく、地域に計画案について意見を諮ることができるくらいのことをデベロッパーにさせるべきである。行政が今回のガイドラインを策定した後に、自分達が管理運用できるようにすることが大事である。行政が管理をするだけでなく、景観協議団体を形成することも必要と考える

○ 事務局（平井）

現在の市の制度で地区景観協議会は任意ではあるが、景観推進地区を指定する際は立ち上げるよう周知を行っている。地区景観協議会ができると、技術的、金銭的支援も行うことができる。地区景観協議会設立の投げかけは今後行う。

○ 委員長

デベロッパーが立去る瞬間と購入者が落ち着いて住まれるタイミングが難しい。

デベロッパーは、マンションなどを売り終えて、すぐに次の物件にいきたいので、それでは、デベロッパーには住民のコミュニティーが形成できるまで面倒を見てもらいたい。行政は事業者はそのことを常日頃言う習慣を付けてもらいたい。

最近ではデベロッパーが組合を立ち上げるまで関与することもある。また、後々まで面倒を見る事業者のほうが、一般的に評判が良くなる。

○ 小林委員

住民だけの組織だと、自由な発言が出来ないこともある。専門家の派遣や第三者を入れると良いのではないか。

○ 吉田委員

ある程度まとまった規模の住宅地では、開発当初の景観を守るため、建物の色、材料、植栽の形態などの見本を町内会館などに残すと良い。

○ 委員長

この地区の宅地割を見ると、電柱の配置計画が良くない。背割り配置にすると良い。電柱が道路側に出てこないモデル地区を作ってもらいたい。

○ 事務局（平井主査）

申し入れたが、電力会社の管理上の都合と、デベロッパーの費用負担の増加を理由に断られた経緯がある。

○ 富澤委員

造成で新たな街ができる場合、市は事業者にどのようなまちづくりを目指しているのか意思を伝えてもらいたい。行政には強い姿勢で指導する事を求める。

○ 小林委員

不動産価値を上げるような良好な景観の街並みを形成し、また、町全体がそのような価値観を持てるようにしてあげることが大事である。

○ 委員長

このようにすると高く売れる、このようにすると住民がプライドを持って住める、というような情報発信できる街づくりが望まれる。

住み良い町になると思うが、問題はこの場所に住んだ方がどのように維持管理を行なっていくのかである。

○ 委員長

よろしければ、議事（２）については終了とし、次の議事へ進めます。

○ 委員長

それでは、議事（３）の「横須賀市景観条例の改正条例案について（報告）」について。事務局から説明をしてください。

○ 事務局（土屋）

景観条例の改正については、９月の審議会で答申を頂き、１１月にパブリックコメントを実施し、市民意見を反映したものを２月に議会に提案することとなっている。

施行期日は、議決されると３月末に公布、約３ヶ月の周知期間の後、７月１日に改正条例の施行となる。

○改正条例の見直しについて、パワーポイントで説明

○ 委員長

お手元の資料にあるように、４つの項目について改正されたようであるが、非常に厳しく感じる。３番目の高さ１０ｍ、延べ面積１，０００㎡、木竹の伐採、色彩基準とありますが、ただいまの報告に対しご意見、ご質問があればご発言ください。

○ 事務局（土屋）

色彩基準を設けている他の自治体もある。

○ 小林委員

P８の第８条２（５）について、市が助成する建築物と説明されたが、条文では助成を受けている建築物となっている。この助成は何を対象としているのか。

○ 事務局（平井）

条文では、規則で定めると定義して、補助金交付要綱の対象となる、市が補助する建築行為が対象となる。

○ 国吉委員

全体を通して、協議制度があつて良くなった。

○ 田中委員

届出行為について、用途地域を関係なくしたこと、なおかつ一律に厳しくされたのはなぜか。

○ 事務局（土屋）

平成16年策定した景観条例は自主条例で、景観法の委任がないため周知が難しく、また、届出されているかどうかの情報を集めることに問題があつた。当時、都市部には土地利用に関する基本的な条例の届出があり、その規模に合わせ景観条例の届出対象規模と合わせて定め、実効性を高めたため、そのために、用途地域ごとによる届出規模としていた。

今回の条例改正にあたり、まちなみの状況を見直し、景観に影響を与える要因は、建物規模であると判断した。建物の高さが10m以下のものが96%あることから、建物の高さが10m以上のものを特定届出対象行為として誘導を行うこととした。

○ 田中委員

届出件数が増加すると思われるが、職員の対応は可能か。

○ 事務局（丸茂課長）

過去の実績から、人員増をなくして対応することが可能と判断した。

○ 田中委員

最近の行政を見ると、事務量に対し対応力が不足していると感じることがある。運用もしっかり行なってもらいたい。

○ 委員長

用途地域は、都市計画では大変重要な概念であるが、必ずしも市民に良く知られていない。景観法の方がより市民の目に近づいている法律であるように思う。

意見等がないようでしたら、議事（3）については終了とし、次の議事へ進めます。

○ 委員長

それでは、議事（4）の「景観重要樹木の指定について（審議）」について。事務局から説明をしてください。

○ 事務局（平井）

景観重要樹木の指定の方針については、景観計画に記載している。

指定樹木の候補選定については、当審議会で意見を頂きながら2カ年にわたり検討を進めてきた。

本日は候補樹木の写真を見ていただき、最終的な選定方法と指定候補の樹木について審議をお願いしたい。

○ 事務局（土屋主任）

資料とパワーポイントで説明。

指定については、条例で管理方法について定めることが出来るとなっているが、本市では管理方法を定める予定はない。

今回、公立学校にある樹木が多くの人に認知されていることから、制度を広めるために、指定していきたいと考えた。平成18年度に市内の公立学校に景観上重要な樹木があるかアンケート調査を実施した。あると答えた学校37校の現地調査を行った。平成20年度追加のアンケート調査を実施し、回答のあった41校の現地調査を再度実施した。

・ 指定の方針について

- 1) 啓発を目的とし、制度を認知してもらうため、より多くの樹木を指定する。
- 2) シンボル性を持たせるため、誰が見ても納得する樹木に限定して指定する

平成18年度の審議会の当時の意見を踏まえ1)とした。他の公共が所有するものについては次年度以降に指定を実施したい。

民間の所有するものは、市民から提案されたものを候補として選定を行う予定。

今回の樹木指定にあたっては、土地の所有者である教育委員会学校管理課にヒアリングを実施し、理解を得ている。

○ 委員長

ただいまの報告に対し、ご意見、ご質問があればご発言ください。

○ 富澤委員

指定された樹木について現状の変更の際は許可が必要のようであるが、樹木の生育に枝の剪定は必要である。この場合は許可が必要か。

○ 事務局（土屋）

剪定等の一般の管理行為は法律で届出は不要としている。

○ 富澤委員

指定されることで学校にメリットやデメリットはあるのか。

○ 事務局（土屋）

メリット、デメリットもあまりない。

○ 委員長

美しい樹形を保つためには、剪定が必要であり、管理上の剪定に関しては、許可なく出来ることを示すべきである。

○ 国吉委員

樹木の持つ本来の姿を損なわないようにするための届出ということか。

○ 委員長

新設の学校や卒業記念で校庭に植える樹木は、どのようにして決められているのか伺いたい。

○ 事務局（土屋）

新設学校では、教育委員会もしくは、建築部局で計画して植えているが、本市では軍の施設を転用されている学校が多く、既にあった桜の木が多く残っている。

○ 田中委員

私の卒業した豊島小学校と不入斗中学校には思い出のある樹木があるが、今回、指定に消極的であることを知り、非常に残念である。

○ 富澤委員

今の説明は外観の話だけで、気持ち、歴史が考慮されていない。樹形だけで判断するのではなく、木一本についての思い、由緒、由来も選定判断の基準に必要ではないか。

また、樹木に付けるプレートは、樹種名だけか、あるいは、由来など記載されるのか伺いたい。

○ 事務局（土屋）

景観法で管理用の標識を取り付けることと定められている。

景観推進課で樹木各々に管理用の標識プレートをつけるほか、別途、景観重要樹木であることを知らせるためのサインプレートをつける予定で、それには由来などを記載することも考えている。

○ 事務局（平井）

専門部会から、この制度を活用する目的を明確にするように指示を受けている。

今回、景観重要樹木を指定する目的は、この制度が皆さんに認知されていないという事実がある。また、全国でも景観計画で樹木を定めた自治体が2自治体しかないため、この制度を知っていただかなければならない。それにはまず、市民に関わりの深い学校の樹木を指定し、この学校を卒業されていく生徒のために、次のステップとしては、景観教育を教材として使っていきたい。このため、各校1つずつは指定していききたい。

由来等については、パンフレット等で広報を行う。これにより、市民から意見を受け、それを次回からの選定方法に反映していこうと考えている。

○ 委員長

指定することも重要であるが、学校は樹木が育っていく物語性、由緒を生徒に説明するよう教育委員会に申し伝えたほうが良い。

○ 赤星委員

パイロット式で事業を始めることで、由緒、由来の話が出てきて、循環し機能してくると考える。

○ 富澤委員

市民が気軽に出掛け、見に行けるようにしてもらいたい。パンフレットには、学校の敷地に入ることができるのかなどの情報も載せてほしい。

○ 事務局（土屋）

学校の安全管理の問題もあるが、土曜日、日曜日は、一般開放して中に入れる学校もあるので、検討していきたい。

○ 吉田委員

制度が拡充されるように制度の周知をしてもらいたい、例えば、地元の写真家と協働して写真を御願ひして、管理者の名誉にもなり、過去を振り返ると樹木の成長記録になるような本を発刊することも良いのではないか。

○ 富澤委員

指定の解除はどの様になっているのか説明願ひたい。

市民文化資産には、形が残っていないものについても指定されていることがある。樹木が枯れた場合などは届け出るようにしてほしい。また、プレートはどのようなものを考えているのか。

以前、市民文化資産のモチノキが枯れ、株主からの指定解除申し入れによって解除したと聞いている。

○ 事務局（平井）

市は樹木を枯らさないように勧告することができる。指定を解除するときは、基準を含めて本審議会で審議していただく。

プレートに由緒、由来を記載する意見を頂いたが、法で定められた管理番号札の設置を検討している。財政に余裕があれば、由緒、由来を記載することを検討する。樹木には1箇所あたり数千円程度のもので、バネで取り付けることを考えている。

○ 小林委員

QRコードなどを付け、携帯電話などで読めるようにすると便利ではないか。

○ 田口委員

指定について異論はないが、景観的に見て当初の目的にある景観形成に寄与する容姿の

美しい木として選定するには、管理が行き届いていない樹木もあり、相応しくないものもある。今後、民間の樹木を指定する際は問題になると思う。

健康的で美しい姿を保つには何らかの取り組みが必要であり、樹木の手入れ、維持管理には手助けが必要と考えるので検討してもらいたい。学校にとって指定されたメリットがなければ理解を得ることは難しい。

○ 委員長

今後の課題として、選定するときの定義をはっきりさせて進めてもらいたい。

景観重要樹木に指定されることによるメリットが必要である。

○ 小林委員

緑の奨励金制度を活用することはどうか。緑の部局と関連がないのはいかがなものか。

○ 事務局（平井）

現在、市は緑の基本計画の見直しを行なっている。その中で、景観重要樹木の指定後、樹木医などによる支援をアクションプランに盛り込むことを求めている。

○ 委員長

それでは、説明された樹木を指定する事について、異議がないということによろしいか。

ほかに、意見がないようでしたら、議事（４）については終了とします。

以上で本日の議事は、すべて終了致しましたが、その他、特に委員からご発言はありますか。

議事の記録と教育委員会への報告を御願います。

ないようでしたら、以上で第 11 回 横須賀市景観審議会を閉会致します。

○丸茂課長

委員長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員
